

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月22日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第21号

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例

瀬戸市手数料徴収条例（平成12年瀬戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
種類		金額		種類		金額	
<省略>				<省略>			
建築基準法第85条第6項の規		1件につき12		建築基準法第85条第5項の規		1件につき12	
定に基づく仮設建築物の建築許		0,000円		定に基づく仮設建築物の建築の		0,000円	
可申請手数料				許可の申請に対する審査に係る			
				仮設建築物建築許可申請手数料			
<省略>				<省略>			
建築基準法第87条の3第6項		1件につき12		建築基準法第87条の3第5項		1件につき12	
の規定に基づく興行場等への一		0,000円		の規定に基づく興行場等への一		0,000円	
時的な用途変更に係る建築物の				時的な用途変更に係る建築物の			
使用許可申請手数料				使用許可申請手数料			
<省略>				<省略>			
長期優良住	住宅の新築	長期優良住	<省略>	長期優良住	住宅の新築	長期優良住	<省略>
宅の普及の	に係る長期	宅の普及の		宅の普及の	に係るもの	宅の普及の	
促進に關す	優良住宅建	促進に關す		促進に關す		促進に關す	
る法律（平	築等計画の	る法律第2		る法律（平		る法律第2	
成20年法	認定の申請	条第4項に		成20年法		条第4項に	
律第87号		規定する長		律第87号		規定する長	
）第5条第		期使用構造		）第5条第		期使用構造	
1項から第		等（以下こ		1項から第		等である旨	

3項まで及び第6項の規定に基づく同条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画（以下この表において「長期優良住宅建築等計画」という。）等認定申請手数料	の表において「長期使用構造等」という。）である旨を住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この表において「登録住宅性能評価機関」という。）が確認した場合		3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料	を住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この部及び次部において「登録住宅性能評価機関」という。）が確認した場合	
	<省略>	<省略>		<省略>	
	住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請	<省略>	<省略>	住宅の増築又は改築に係るもの	<省略>
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項に規定する長	長期使用構造等である旨を登録住宅性能評価機関が確認した場合	一戸建て住宅1戸につき19,100円、共同住宅等の1棟の総戸		

期優良住宅
維持保全計
画（以下こ
の表におい
て「長期優
良住宅維持
保全計画」
という。）
の認定の申
請

数が5戸以
下のときは
申請1戸に
つき27,
700円を
同一の建築
物について
同時に申請
が行われる
住戸の数で
除して得た
額、共同住
宅等の1棟
の総戸数が
6戸以上1
0戸以下の
ときは申請
1戸につき
41,20
0円を同一
の建築物に
ついて同時
に申請が行
われる住戸
の数で除し
て得た額、
共同住宅等
の1棟の総
戸数が11
戸以上30
戸以下のと
きは申請1
戸につき5
4,600
円を同一の

建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が31戸以上50戸以下のときは申請1戸につき93,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が51戸以上100戸以下のときは申請1戸につき152,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して

得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のときは申請1戸につき244,800円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のときは申請1戸につき298,500円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が301戸

以上のときは申請1戸につき317,700円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額とする。

その他の場合
一戸建て住宅1戸につき75,300円、共同住宅等の1棟の総戸数が5戸以下
のときは申請1戸につき163,100円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のときは申

請1戸につ
き254,
900円を
同一の建築
物について
同時に申請
が行われる
住戸の数で
除して得た
額、共同住
宅等の1棟
の総戸数が
11戸以上
30戸以下
のときは申
請1戸につ
き493,
500円を
同一の建築
物について
同時に申請
が行われる
住戸の数で
除して得た
額、共同住
宅等の1棟
の総戸数が
31戸以上
50戸以下
のときは申
請1戸につ
き875,
600円を
同一の建築
物について

同時に申請
が行われる
住戸の数で
除して得た
額、共同住
宅等の1棟
の総戸数が
51戸以上
100戸以
下のときは
申請1戸に
つき1,4
97,90
0円を同一
の建築物に
ついて同時
に申請が行
われる住戸
の数で除し
て得た額、
共同住宅等
の1棟の総
戸数が10
1戸以上2
00戸以下
のときは申
請1戸につ
き2,76
2,500
円を同一の
建築物につ
いて同時に
申請が行わ
れる住戸の
数で除して

			得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のときは申請1戸につき3,942,700円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が301戸以上のときは申請1戸につき4,827,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額とする。				
長期優良住宅の普及の促進に関する	住宅の新築について長期優良住宅	長期使用構造等である旨を登録住	<省略>	長期優良住宅の普及の促進に関する	住宅の新築について長期優良住宅	長期優良住宅の普及の促進に関する	<省略>

る法律第8条第1項の規定に基づく <u>長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料</u>	建築等計画の認定を受けた住宅に係る <u>長期優良住宅の普及の促進に関する法律</u> 第9条第1項又は第3項の規定によるもの以外の変更の <u>申請</u>	宅性能評価機関が確認した場合		る法律第8条第1項の規定に基づく <u>長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料</u>	の普及の促進に関する <u>法律第5条第1項</u> に規定する長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅に係る <u>同法第9条第1項</u> 又は第3項の規定によるもの以外の変更の <u>申請のもの</u>	る法律第2条第4項に規定する長期使用構造等である旨を登録住宅性能評価機関が確認した場合		
	住宅の増築又は改築について長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅に係る <u>長期優良住宅の普及の促進に関する法律</u> 第9条第1項又は第3項の規定によるもの以外の変更の <u>申請</u>	長期使用構造等である旨を登録住宅性能評価機関が確認した場合	<省略>		住宅の増築又は改築について <u>長期優良住宅の普及の促進に関する法律</u> 第2条第4項に規定する長期使用構造等である旨を登録住宅性能評価機関が確認した場合	<省略>	<省略>	
			<省略>		住宅に係る <u>同法第9条第1項</u> 又は第3項の規定によるもの以外の変	<省略>	<省略>	

長期優良住宅維持保全計画の認定を受けた住宅に係る変更の認定の申請	長期使用構造等である旨を登録住宅性能評価機関が確認した場合	一戸建て住宅1戸につき5,200円、共同住宅等の1棟の総戸数が5戸以下のときは申請1戸につき10,500円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のときは申請1戸につき18,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の
----------------------------------	-------------------------------	---

更の認定の申請のもの

1棟の総戸
数が11戸
以上30戸
以下のとき
は申請1戸
につき26
,600円
を同一の建
築物につい
て同時に申
請が行われ
る住戸の数
で除して得
た額、共同
住宅等の1
棟の総戸数
が31戸以
上50戸以
下のときは
申請1戸に
つき49,
600円を
同一の建築
物について
同時に申請
が行われる
住戸の数で
除して得た
額、共同住
宅等の1棟
の総戸数が
51戸以上
100戸以
下のときは
申請1戸に

つき85,
300円を
同一の建築
物について
同時に申請
が行われる
住戸の数で
除して得た
額、共同住
宅等の1棟
の総戸数が
101戸以
上200戸
以下のとき
は申請1戸
につき14
0,600
円を同一の
建築物につ
いて同時に
申請が行わ
れる住戸の
数で除して
得た額、共
同住宅等の
1棟の総戸
数が201
戸以上30
0戸以下の
ときは申請
1戸につき
172,9
00円を同
一の建築物
について同

時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が301戸以上のときは申請1戸につき184,400円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額とする。

その他の場合

一戸建て住宅1戸につき33,400円、共同住宅等の1棟の総戸数が5戸以下のときは申請1戸につき78,200円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で

除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のときは申請1戸につき125,500円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が1戸以上3戸以下のときは申請1戸につき246,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が3戸以上5

0戸以下の
ときは申請
1戸につき
440,9
00円を同
一の建築物
について同
時に申請が
行われる住
戸の数で除
して得た額
、共同住宅
等の1棟の
総戸数が5
1戸以上1
00戸以下
のときは申
請1戸につ
き758,
000円を
同一の建築
物について
同時に申請
が行われる
住戸の数で
除して得た
額、共同住
宅等の1棟
の総戸数が
101戸以
上200戸
以下のとき
は申請1戸
につき1,
399,6

00円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のときは申請1戸につき1,995,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が301戸以上のときは申請1戸につき2,439,400円を同一の建築物について同時に申請が行われ

			る住戸の数 で除して得 た額とする 〇				
<省略>				<省略>			
備考 <省略>				備考 <省略>			

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、この条例による改正後の瀬戸市手数料徴収条例（次項において「新条例」という。）別表中長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項まで及び第6項の規定に基づく同条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画（以下この表において「長期優良住宅建築等計画」という。）等認定申請手数料の項及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料の項の規定は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 前項本文を除く新条例の規定は、令和4年10月1日以後に申請するものについて適用し、同日前に申請したものについては、なお従前の例による。